

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱
目 次		ページ
告 示		
○と畜場番号の指定の一部改正.....（食品衛生課）		5
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）		5
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正.....（水産経営課）		5
○知事権限に係る保安林の指定（2件）.....（治山課）		5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）		6
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）		6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）		6
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....（河川課）		7
支 庁 告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		7
道教育庁実習船管理局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		8
告 示		
北海道告示第442号		
平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。		
平成18年5月9日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
早来食肉衛生検査所の項中「早来町字遠浅」を「安平町遠浅」に改め、東藻琴食肉衛生検査所の項中「東藻琴村字千草」を「大空町東藻琴千草」に改め、富良野保健所の項中「空知ミート食肉センター」を「かみふらの工房食肉センター」に、「空知ミート株式会社」を「株式会社かみふらの工房」に改める。		
北海道告示第443号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。		
その関係書類は、平成18年5月10日から20日間、一般の縦覧に供する。		
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。		
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。		
平成18年5月9日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所		
日 進 経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ） 北海道空知支庁		
花月第1 同 同		
南大和 同 （区画整理、農業用排水、暗きよ、客土） 同		
弥生第1 同 同		
弥生第2 同 同		
北海道告示第444号		
昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。		
平成18年5月9日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
第4沿岸漁業改善資金の借受主体の事項中「「知事が定める者」は、」の次に「「中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の中核的漁業者協業体、「強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインの一部改正について」（平成18年3月28日付け17水漁第2974号水産庁長官通知）による改正前の」を加える。		
北海道告示第445号		
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。		
平成18年5月9日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字桜286地先・288の3地先・286（以上2筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）		
2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備		

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所

白老郡白老町字竹浦423の5・474・475・487から489まで・508・514から516まで・532から534まで・545・546・562・568・569・574・575・578（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）、470から472まで、480、535、544、563、579

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第447号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡京極町字更進24の1・25・46・47の1・47の3・47の4・48の1・48の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字更進24の1、46、47の1、47の3、47の4、48の1、48の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字駒ヶ岳186の1・187の4・225の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、187の1、187の3、187の5

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 八雲町(次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第450号 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。 その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成18年5月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 河 川 の 名 称 二級河川捫別川水系捫別川 2 廃川敷地が生じた年月日 平成18年5月9日 3 廃川敷地等の位置 左岸 静内郡静内町字東静内466番17地先から字川合1番1地先まで、5番7地先から	5番8地先まで、10番地先から字東静内551番77地先まで 右岸 静内郡静内町字川合14番4地先から21番地先まで、21番地先から25番1地先まで、25番1地先から28番まで、28番から29番1地先まで、29番1地先から50番1地先まで 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 27,699.79㎡ <tr> <th colspan="2">支 庁 告 示</th></tr> 北海道上川支庁告示第37号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年5月9日 北海道上川支庁長 富 樫 秀 文 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機賃貸借契約その1(旭川土木現業所事業課・カラー) フルカラー複写機の賃貸借 1台 (2) 複写機賃貸借契約その2(旭川土木現業所土別出張所・カラー) フルカラー複写機の賃貸借 1台 (3) 複写機賃貸借契約その3(旭川土木現業所美深出張所・カラー) フルカラー複写機の賃貸借 1台 2 落札を決定した日 平成18年4月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133 (2)ア 氏 名 株式会社キムラ イ 住 所 北海道士別市東3条北4丁目 (3)ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133 4 落札金額 (1)ア 賃貸借の基本月額 48,000円 イ カラーモード (ア) 5,000枚まで (1枚当たり)25円 (イ) 5,001枚から10,000枚まで(1枚当たり)23円 (ウ) 10,001枚から15,000枚まで(1枚当たり)21円 (エ) 15,001枚以上 (1枚当たり)19円	支 庁 告 示	
支 庁 告 示			

ウ モノクロモード

- (ア) 10,000枚まで (1枚当たり) 5.8円
 (イ) 10,001枚から15,000枚まで (1枚当たり) 5.0円
 (ウ) 15,001枚から25,000枚まで (1枚当たり) 4.5円
 (エ) 25,001枚以上 (1枚当たり) 4.05円

(2)ア 賃貸借の基本月額 49,000円

イ カラーモード

- (ア) 3,000枚まで (1枚当たり) 26.8円
 (イ) 3,001枚から 5,000枚まで (1枚当たり) 25円
 (ウ) 5,001枚以上 (1枚当たり) 23円

ウ モノクロモード

- (ア) 5,000枚まで (1枚当たり) 6円
 (イ) 5,001枚から10,000枚まで (1枚当たり) 5.5円
 (ウ) 10,001枚から15,000枚まで (1枚当たり) 5円
 (エ) 15,001枚以上 (1枚当たり) 4.5円

(3)ア 賃貸借の基本月額 50,000円

イ カラーモード

- (ア) 3,000枚まで (1枚当たり) 27円
 (イ) 3,001枚から 5,000枚まで (1枚当たり) 25円
 (ウ) 5,001枚以上 (1枚当たり) 23円

ウ モノクロモード

- (ア) 5,000枚まで (1枚当たり) 6.3円
 (イ) 5,001枚から10,000枚まで (1枚当たり) 5.4円
 (ウ) 10,001枚から15,000枚まで (1枚当たり) 4.95円
 (エ) 15,001枚以上 (1枚当たり) 4.5円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年3月7日付け北海道上川支庁告示第20号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
 (2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月9日

北海道教育庁実習船管理局長 高須賀 敏 勝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式

イ 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成18年7月28日から8月21日まで

イ 平成18年7月28日から8月21日まで

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドックを有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成18年5月9日から22日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8552 北海道函館市美原4丁目6番16号
 北海道教育庁実習船管理局

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局
局研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041－8552
北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局）

(2) 入 札 日 時

ア 平成18年 6 月21日（水）午前10時（送付による場合は、必着）

イ 平成18年 6 月21日（水）午前10時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号
北海道教育庁実習船管理局

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

平成16年北海道告示第448号の 2 の(1)のア及び 3 の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 実習船北鳳丸定期検査工事

(ア) 日 時 平成18年 5 月31日 午後 2 時

(イ) 場 所 北海道函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船北鳳丸

イ 実習船若竹丸定期検査工事

(ア) 日 時 平成18年 5 月31日 午後 0 時30分

(イ) 場 所 北海道函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局

イ 所 在 地 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号
電話番号 0138－47－9592

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Training Ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set

b . Training Ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set

B . Bid tendering Date and time :

a . 10 : 00 A. M., June 21, 2006

b . 10 : 30 A. M., June 21, 2006

C . Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training
Ships, Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate,
Hokkaido, 041-8552 Japan.

Phone:0138-47-9592

正 誤

○平成18年 3 月31日（号外第 5 号）

北海道規則第18号（北海道行政組織規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ 欄 行

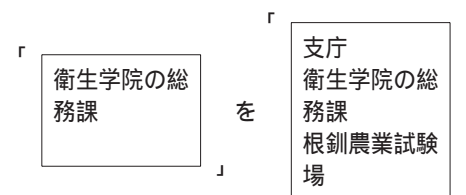
25 右 28

誤 附則第 6 号

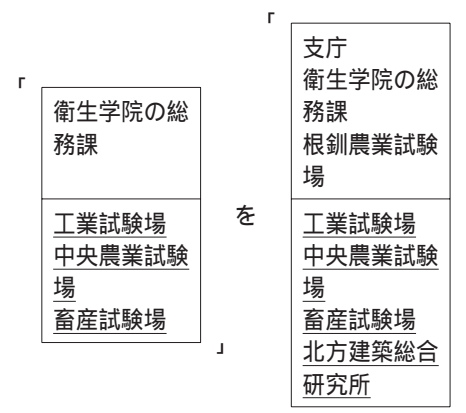
正 附則第 6 項

32 右 24から28まで

誤



正



○平成18年 4 月21日（第1766号）
北海道告示第373号から第379号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りが
あったので訂正する。

ページ	欄	行
30	左	12
31	左	19
32	左	26
33	左	33
34	右	4
35	右	10
36	右	16
誤	北海道財務規則第30号	
正	北海道規則第30号	

30	左	16
31	左	23
32	左	30
33	右	2
34	右	8
35	右	14
36	右	20
誤	(5)、(7)、(8)、 <u>(10)</u> 、(11)、	
正	<u>(4)</u> 、(7)、(8)、(11)、	
